

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
道路の供用開始(三三〇・道路環境課).....	1
土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	1
土地改良事業工事の完了の届出(北秋田地域振興局農林部).....	1
土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)二件.....	1
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部).....	1
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	2
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)二件.....	2
県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部).....	2

告 示

秋田県告示第三百八十号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年四月二十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田御所野雄和線	河辺郡河辺町戸島字大堤山二〇番五から雄和町椿川字小友沢六七番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年四月二十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年四月二十日から同年五月六日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市真中土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名
 大館市板沢字屋布十一番地
 石戸谷 功

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百二十二条の二第一項の規定により、大館市から土地改良事業(曲田・中山地区基盤整備促進事業(農道整備))に係る工事が平成十六年三月二十五日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、能代市榊土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年四月十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年四月十三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙

北都仙南村土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

退任理事の住所及び氏名

仙北郡仙南村飯詰字南谷地二十九番地

秋田県知事 寺田典城

高橋寅治

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員（退任）及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 秋田県南旭川水系土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

横手市上境字館七十一番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

横手市上境字館十五番地

二 秋田県雄物川筋土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町中吉田字上藤根九番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町下吉田字高口六十一番地

笈川 等

鈴木 勝

藤原 富士夫

武田 一美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年四月九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、雄物川町館合土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年四月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

県営土地改良事業（山城水系二地区水田農業経営確立排水対策特別事業）につき、その工事を平成十六年三月十六日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年四月二十日

秋田県知事 寺田典城

正 誤

ページ	段	行	誤	正
平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）	(原稿誤り)	十六 上	二十五 太田 宥子	伊藤 美津子
平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）	(原稿誤り)	十六 下	三 太田 宥子	伊藤 美津子
平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）	(原稿誤り)	十六 下	十五 太田 宥子	伊藤 美津子
平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）	(原稿誤り)	十六 下	後ろか 太田 宥子	伊藤 美津子
平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）	(原稿誤り)	十六 下	八 秋田県	宗教法人 玄福寺
平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）	(印刷誤り)	十六 下	二十三 秋田県	秋田市

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第三号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第四号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第五号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第六号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第四号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第五号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第六号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第五号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第六号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第五号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第六号

平成十六年三月十九日（第千五百五十六号）掲載の秋田県教育委員会告示第五号

発行者 秋田県

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(082)8766 FAX(082)8766
 E-mail:matsubara@matsubara.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁 雄